



- I. 韓国の不正請託禁止法施行令が一部改正へ(贈答可能額などの上限変更)
- II. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

2017年
12月号

I. 韓国の不正請託禁止法施行令が一部改正へ(贈答可能額などの上限変更)

執筆者:大賀 朋貴

韓国では、公正で清廉な社会の実現を目的として、2016年9月28日から「不正請託および金品等の收受禁止に関する法律」(以下「本法」)が施行されています。同法は、金品等の受け手を公務員だけでなくマスコミ等の一部私人(以下「公職者等」)にも広げる点や職務関連性ないし対価性がない金品等の授受も対象とする点などで、刑法の贈収賄罪よりも広く金品授受を規制するものです。本法を所管する国民権益委員会は、2017年12月11日、例外的に授受が許容される金品等の額を定めた同法施行令の改正案を可決しました。改正案は、今後、大統領を議長とする国务会議の決定を経て成立することが見込まれているため、韓国でビジネスを展開する日本企業においては、贈答額などに関する社内マニュアルの見直し等の対応が必要になると思われます。

本法は、金品等の授受に関しては、①公職者等の職務との関連性の有無を問わず、1回100万ウォン又は1会計年度中に300万ウォンを超える金品等の提供、提供の約束、又は要求(以下「提供等」)を禁止し(違反行為は刑事罰の対象)、さらに②職務関連性がある場合には、金額に関わらず金品等の提供等を禁止(違反行為は、收受金額に応じて刑事罰又は過料の対象)しています。もっとも、例外がいくつか設けられており、例えば、円滑な職務遂行、社交・儀礼又は扶助を目的とした大統領令で定める範囲内の金品等は、上記①および②の金品等に該当しないとされています。今回改正される見込みの本法施行令17条および別表1は、この大統領令であり、現行の規定は、5万ウォン以下の贈答品、10万ウォン以下の慶弔費、一人当たり3万ウォン以下の飲食費を例外として定めています。

改正案は、贈答品一般につき、上限5万ウォンを維持しつつも、生花を含む農畜水産物およびこれらが原料の50%以上を占める加工食品につき、例外的に、上限を10万ウォンに引き上げています。また、慶弔費一般については、上限を10万ウォンから5万ウォンへ引き下げつつも、慶弔用の花を送る場合は例外的に、慶弔金と併せて10万ウォンまで許容されるとし、従前の上限を維持しています。なお、飲食費については、上限の変更はありません。

このように、農畜水産物につき例外が設けられた背景には、公務員および一般国民の大多数が本法を好意的に受け止めている反面、韓国行政研究院によれば、本法施行後1年間に、売上に占める慶弔や贈答の比率が高い生花販売業などを中心として、韓国全体で売上が9,020億ウォン、雇員が4,267人減少した点などがあるとされています。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

国民権益委員会の今回の決議には、本法の本質的な内容を緩和することへの反対や、法運用の定着までは上限額の追加緩和は望ましくないことなどを内容とする付帯意見が付されています。しかし、上限の増額案が認められなかった飲食費につき、業界団体である韓国飲食業中央会が、生存権侵害であると強く反発するなどしており、また、複数の本法改正案が国会へ提出されていることなどに鑑みれば、今後も法や施行令の改正がなされる可能性がないとは言えません。そのため、韓国でビジネスを展開する日本企業においては、引き続き本法をめぐる改正動向を注視することが必要であると思われる。



おおが ともき
大賀 朋貴

西村あさひ法律事務所 弁護士
t.oga@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。2016-2017年、韓国の Lee & Ko。役職員不祥事、情報漏洩案件、独禁法違反案件等の危機管理案件、責任追及訴訟、証券訴訟、労働関係訴訟等の争訟案件、一般企業法務案件等を手掛けている。

Ⅱ. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者: 木目田 裕、高林 勇斗、國本 英資、西田 朝輝

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えていただいております。

【2017年11月27日】

消費者庁、「食品表示の適正化に向けた取組について」を公表

http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pdf/food_labeling_information_171127_0001.pdf

消費者庁は、食品衛生の監視指導の強化が求められる年末において、都道府県等と連携し、アレルギー、期限表示等、食品表示の衛生・保健事項に係る取締りの強化を全国一斉に実施することを公表しました。

【2017年11月29日】

米国司法省副長官、パイロットプログラムを恒久化することを発表

<https://www.justice.gov/opa/speech/deputy-attorney-general-rosenstein-delivers-remarks-34th-international-conference-foreign>

米国司法省司法副長官ロッド・ローゼンスタイン氏は、パイロットプログラム導入から約1年半の間、30件もの自主的開示があったことを受け、同プログラムを改訂の上、「FCPA corporate enforcement policy」として制度化すると発表しました。「FCPA corporate enforcement policy」は、「U.S. Attorneys' manual」に組み込まれます (<https://www.justice.gov/criminal-fraud/file/838416/download>)。

「FCPA corporate enforcement policy」によれば、企業は、自主的に全ての関連事実を当局に開示し、役職員個人の訴追を含め、その捜査に十分に協力するとともに、適切な再発防止策等を講じた場合、原則として訴追を回避できます(ただし、犯罪の本質及び重大性に関する加重事由がある場合や、再犯の場合は除く)。また、その場合に、たとえ訴追を完全に回避できないときでも、企業は、量刑ガイドライン上の罰金レンジの下限から50%の軽減を受けることができるとされています(ただし、再犯の場合は除く)。

【2017年11月30日】

厚労省、医療広告に関する省令案及び新ガイドライン(案)を公開

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000186386.html>

厚労省は、医療広告に関する省令案及び新ガイドライン案を公表しました。省令案及び新ガイドライン案は、患者の体験談や、治療の内容又は効果について患者を誤認させるおそれのある治療前後の写真の表示等を禁止しています。また、新ガイドライン案は、

- ① 医療に関する適切な選択に資する情報であって患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイト等の広告である場合
- ② 表示される情報の内容について、問い合わせ先が記載される等により容易に照会が可能である場合
- ③ 自由診療について情報を提供する場合で、通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項又は治療等のリスク、副作用等に関する事項を合わせて提供する場合

という3つの要件を満たした場合、医療法で広告可能とされた事項以外の事項についても、広告を行うことができるとしています。なお、省令及び新ガイドラインは、改正医療法及び関係する告示とともに、2018年6月1日から施行される予定です。

【2017年12月4日】

経団連、「品質管理に係わる不適切な事案への対応について」を発出

<http://www.keidanren.or.jp/announce/2017/1204.html>

経団連は、品質管理に係わる不適切な事案が続いていることを受け、会員企業・団体に対して、品質管理に係わる不正・不適切な行ないがないか自主的に調査し、不適切行為が確認された場合には速やかに公表すること、法令・契約遵守を徹底すること、実効ある不正防止策を実施することなどを要請しました。

【2017年12月6日】

金融庁、「仮想通貨、サーバ型電子マネー、フィンテックに係る消費者問題への取組状況に係る資料」を公表

<http://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2017/262/shiryou/index.html>

金融庁は、消費者委員会本会議において、同庁における仮想通貨、サーバ型電子マネー、フィンテックに係る消費者問題への取組状況を公表しました。金融庁の主な取組は以下のとおりです。

- 仮想通貨に係る事項
登録業者の利用者に対する説明態勢が適切に機能しているかを検証するためのオン・オフ一体のモニタリング、無登録業者等に対する照会書等の発出、無登録業者等に関する消費者庁及び警察庁との情報共有などを実施している。
- サーバ型電子マネーに関連する事項
匿名性が高く悪用されやすいサーバ型電子マネーの主要な発行業者に対し、ID 詐欺防止及び回復に向けた体制の整備状況や被害の発生状況等についてモニタリング等を実施している。また、特に被害件数・金額が多い発行業者に対しては直接ヒアリングを実施し、被害防止に向けた取組を指導している。
- フィンテックに関連する事項
2017年5月26日に成立した銀行法等の一部を改正する法律(同年6月2日公布。施行日は一部を除いて公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日。))において、フィンテック企業について登録制を導入し、情報の適切な管理を義務付けている。また、同じく改正銀行法において、フィンテック企業及び金融機関に対し、オープン API の体制整備に努めることを義務付けている。さらに、今後、顧客に損失が生じた場合のフィンテック企業及び金融機関間の責任分担ルールを策定・公表する予定である。

【2017年12月6日】

企業会計基準委員会、「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い(案)」の公表

https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2017/2017-1206.html

企業会計基準委員会は、仮想通貨の会計処理及び開示に関する当面の取扱い(案)を作成・公開しました。同公開草案は、資金決済法に規定するすべての仮想通貨を対象としています。そして、保有する仮想通貨について、活発な市場が存在する場合、市場価格に基づく価額をもって当該仮想通貨の貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益として処理する旨などを規定しています。

【2017年12月8日】

金融庁、マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン(案)を公表

http://www.fsa.go.jp/news/29/20171208/fsa_maneron2912.html

本ガイドライン案は、金融機関に対し、リスクベース・アプローチを導入し、自らマネロン・テロ資金供与のリスクを特定、評価し、当該リスクを低減させる対策を講ずること、マネロン・テロ資金供与対策に係る PDCA サイクルを構築することなどを求めています。本ガイドラインは2018年1月12日まで、パブリック・コメントを受け付けています。

【2017年12月18日】

警視庁、犯罪予測にAI・ビッグデータの活用を検討する有識者研究会を立ち上げ

(2017年12月19日付け日経新聞朝刊)

2017年12月19日付け日経新聞朝刊にて報道されているとおり、警視庁は、AIやビッグデータなどの先端科学技術を犯罪や交通事故の予測に活用することを検討する有識者研究会を立ち上げました。警視庁は、2018年3月を目処に同有識者研究会の提言を受け、新技術の導入を検討するとしています。



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 弁護士

h.kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと
高林 勇斗

西村あさひ法律事務所 弁護士

y.takabayashi@jurists.co.jp

2013年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件などに従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



くにもと えいすけ
國本 英資

西村あさひ法律事務所 弁護士

e.kunimoto@jurists.co.jp

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件などに従事している。危機管理分野では、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件への対応等に携わっている。



にしだ あさき
西田 朝輝

西村あさひ法律事務所 弁護士

a.nishida@jurists.co.jp

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件などに従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事などの危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定などを行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。